

# 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

|           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| 名称        | 株式会社 ジェー・シー・アイ 秋田支店                     |
| 所在地       | 秋田県秋田市八橋本町 4 丁目 1-22                    |
| 連絡先       | 018-883-3360                            |
| 介護保険事業者番号 | 0570101071                              |
| 管理者氏名     | 小野 努                                    |
| 職員体制      | 管理者 1 名、専門相談員 5 名(管理者兼務 1 名含む)、事務職員 1 名 |
| 営業日       | 月曜日 ~ 金曜日                               |
| 休業日       | 土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日          |
| 営業時間      | 午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 30 分               |
| 電話受付時間    | 平日 午前 9 時 ~ 午後 5 時                      |

### 運営の方針

事業所の専門相談員は、契約者・利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具貸与を提供する。その事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・福祉・医療サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 2. サービス実施地域

秋田県全域でサービスを提供しております。(ただし、離島を除く。)

## 3. サービス利用料金

弊社レンタルサービスカタログのとおりとします。

### ① レンタル料金計算方法

レンタル料は1ヶ月単位で計算し、日割計算は行いません。なお、レンタル開始月及び終了月のレンタル料は次のとおりといたします。

- ・ レンタル開始日が開始月の15日以前の場合……月額レンタル料全額
- ・ レンタル開始日が開始月の16日以降の場合……月額レンタル料の1/2相当額
- ・ レンタル終了日が終了月の15日以前の場合……月額レンタル料の1/2相当額
- ・ レンタル終了日が終了月の16日以降の場合……月額レンタル料全額
- ・ レンタル期間が1ヶ月以内の場合のレンタル料……月額レンタル料全額

### ② その他の費用

個々の料金は「レンタルサービス利用書」により、お知らせいたします。

サービス提供地域以外の地域への納入等、および契約者の都合によるレンタル福祉用具の移動にともなう費用は、「レンタルサービス利用書」により、お知らせいたします。

### ③ お支払方法

#### ア. 初回

納品時までにお支払いいただきます。

#### イ. 二回目以降の自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますよう、お願いします。

- 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から毎月 1 回引き落としいたします）
- 郵便・コンビニ振替（期日までにお振り込みいただきます。手数料はゆうちょ銀行の場合  
ご契約者負担、コンビニ払いの場合は弊社負担となります）
- 現金払い（月 1 回定められた日にお支払いいただきます）
- 銀行振り込み（期日までにお振り込みいただきます。手数料はご契約者負担となります）

#### ※ ご契約者のご負担金について

- ①「法定代理受領(現物給付)」の場合、月額料金のうち各利用者の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

- ②居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦、利用料をお支払いいただき、市町村に対して各利用者の負担割合に応じた保険給付分をご請求いただくことになります。
- ③ レンタル料が介護保険等の制度で認定されない場合は、利用料が全額自己負担となります。

#### 4. キャンセル・交換・解約

- ・ ご契約者は、レンタル福祉用具の納入前において、ご事情により契約をキャンセルすることができます。この場合、キャンセル料金はご請求いたしません、すみやかな連絡をお願いいたします。
- ・ ご契約者は、レンタル福祉用具が不要になった場合、あるいはレンタル福祉用具の交換を必要とする場合には、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合、ご契約者は契約終了をご希望される日の1週間前までにご通知いただくものとします。ただし、ご契約者の入院等、ご契約を継続することができない特別な事情が生じた場合、あるいはレンタル商品の交換に緊急を要する場合には、ご事前のご通知がなくとも本契約を解約することができます。

## 5. 弊社の概要

|       |                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 名称    | 株式会社 ジェー・シー・アイ                                                    |
| 主たる業務 | 福祉用具の製造・販売・レンタル（介護保険に対応）<br>住宅改修（介護保険に対応）<br>福祉用具の展示会・講演会・相談会企画開催 |

## 6. サービスに関する相談や事故・苦情

当事業所窓口 株式会社 ジェー・シー・アイ 秋田支店 / 担当: 支店長 柏谷 信広  
 管理者 小野 努  
 秋田県秋田市八橋本町4丁目1-22  
 電話 018-883-3360 FAX 018-824-0200

当社総合窓口 株式会社 ジェー・シー・アイ 本社／担当:営業本部長 高橋 健一郎  
宮城県富谷市成田 1 丁目 5-3  
電話 022-745-1313 FAX 022-745-1314

当事業所についての苦情は、ケアマネジャー、各市町村介護保険相談窓口、都道府県の国民健康保険団体連合会(国保連)にも申し出ることができます。

- ・秋田市介護保険課 TEL 018-888-5674
- ・秋田県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 TEL 018-883-1550
- ・被保険者の属する保険者( TEL: )

## 7. その他の留意事項

秘密保持

- ・ 業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密を将来に渡り保持いたします。
- ・ 上記規約の遵守を前提として、サービス担当者会議等において、ご契約者又はそのご家族の個人情報を用いる事があるので、あらかじめご契約者又はそのご家族の同意を個人情報利用同意書にていただきます。

## 8.福祉サービス第三者評価等の実施状況

|      | 実施の有無 | 実施日(期間) | 評価機関 | 開示状況 |
|------|-------|---------|------|------|
| 外部評価 | 無     | —       | —    | —    |
| 内部評価 | 有     | 年 1 回   | 社内   | なし   |

作成日:2024 年 5 月 1 日現在

## レンタルサービス利用書

◇ご利用いただくレンタル福祉用具および料金

| 品 目 | 品 名 | 月額料金 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |
|     |     |      |
|     |     |      |
|     |     |      |
|     |     |      |

※ ご利用者の負担金について

- ①「法定代理受領(現物給付)」の場合、月額料金のうち各利用者の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。
- ② 居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦、利用料をお支払いいただき、その後、市町村に対して各利用者の負担割合に応じた保険給付分をご請求いただくことになります。

◇その他の費用

1. 利用者の都合により、ご利用中の福祉用具の移動を行う場合には、下表のと通りの費用を申し受けます。

|       |                            |          |
|-------|----------------------------|----------|
| ベッド   | 家屋内移動(分解・組立共)              | 10,000 円 |
|       | 家屋から家屋への移動(分解・組立共、1階から1階へ) | 20,000 円 |
|       | 家屋から家屋への移動(分解・組立共、異なる階へ)   | 25,000 円 |
| 電動リフト | 家屋内移動(分解・組立共)              | 5,000 円  |
|       | 家屋から家屋への移動(分解・組立共)         | 10,000 円 |
| 電動車いす | 家屋から家屋への移動                 | 10,000 円 |

2. 通常のサービス提供地域を越えて隣接する市町村まで行う福祉用具貸与については、運送実費として、片道 3,000 円 を申し受けます。
3. 福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合には、当該措置に要する費用の支払いを申し受けます。